

北名古屋市内循環バス「きたバス」改定までのスケジュール
【令和8年3月4日（水）現在】

- 3月下旬 ①名古屋鉄道㈱・名鉄バス㈱と西春駅のダイヤ調整
②名鉄バス㈱と西春駅東口ロータリーにおけるバス車両乗り入れ順について最終確認
③道路管理者（県・市）及び西枇杷島警察署に協議
- 4月中旬 ※令和7年度の決算書調製・決算審査
- 4月下旬 ①委員に会議資料として改定内容を配布（意見集約）
②広報北名古屋6月号の原稿を広報担当に提出
- 5月中旬 ①運賃部会で道路運送法第9条第4項に基づく運賃協議
②令和8年度第1回北名古屋地域公共交通会議で内容を協議（運賃部会の結果報告及び改定内容の議決を経て、道路運送法に基づく協議が調ったことの証明書の発行）
③広報北名古屋6月号の校了
④路線図・時刻表の印刷、停留所標識・オープンデータ・バスロケーションシステムの修正を発注
⑤現在の広告掲載事業者に改定内容の説明と広告掲載の継続確認
- 5月下旬 ①中部運輸局愛知運輸支局に協議が調ったことの証明書・事業計画・運行計画を提出（あおい交通株式会社名で提出）
- 6月1日 ①改定内容の公表・広報北名古屋6月号の配布
②ホームページ・バスロケーションシステムに改定内容を掲載（改定日までは、現行と改定後の2面掲載）
③きたバス車内に改定予告を掲示（一部車両はデジタルサイネージ）
④広告掲載事業者の新規募集開始
- 6月中旬 ①停留所に改定予告（一部停留所は移設・廃止予告）を掲示
②路線図・時刻表、オープンデータ・バスロケーションシステムの校了
- 6月下旬 ①停留所標識の校了
②オープンデータの公開（現在のデータと差し替え）
- 7月上旬 （納品次第）新路線図・時刻表の配架、配布開始
- 7月25日（土）運行終了後（午後8時頃）から
7月27日（月）運行開始前（午前6時頃）まで 改定前作業
バス停の移設、廃止バス停の撤去、標識の貼替え、西春駅及び主要公共施設の表示物等の差し替え

令和8年7月27日（月）始発より、新路線・時刻で運行開始

改正道路交通法施行令施行

令和8年9月1日から

生活道路の法定速度が

時速 **30** キロメートル



になります



※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線が無い道路のことです。道路標識が設置されている道路は、その速度が最高速度になります。

これにともない

きたバスのダイヤ・路線を
全面的に見直します

※令和8年7月改定予定



Q なぜ見直しが必要なの？

A 生活道路の最高速度が時速 30 キロメートルになることで、現状のダイヤどおりに走ることができなくなります。また、法律に定められている運転手の休憩時間を確保する必要があり、これまで以上に長時間の運転ができません。そこで、「利用率の低いバス停を廃止する」、「便数を減らす」、「運行距離を短くする」など、全面的なダイヤ・路線の見直しが必要となります。ご理解とご協力をお願いいたします。



持続可能な公共交通をめざして



多くの人を運ぶことのできる鉄道ですが、バスやタクシーと同様に、運転手不足が問題になっています。そのため、地方部では駅員のいない無人駅が増えてきています。

高齢者にとって、買い物や通院にはバスが使いづらいという声もあります。乗りたい時間や行き先を予約して、乗り合いで移動する、デマンド交通を導入する自治体もあります。



市では、誰でも移動しやすい環境を整備するため、西春駅を発着するタクシー会社が、ユニバーサルデザインタクシーを購入する際の補助制度を、国の交付金を活用して作りました。

新たな公共交通のあり方を考える
～理想と現実・本当に知ってほしいこと～

きたバスを充実してほしいというご意見を多くいただいています。

しかし、深刻な運転手不足の中で、道路交通法改正への対応や、運転手の厳しい労働環境を改善していくためには、ダイヤや路線の見直しが避けられません。その結果、これまでよりも一部の地域や時間帯で不便になることは否めません。

また、きたバスは現在も運転手が不足しており、きたバスだけで市内の移動手段を十分に確保することが難しい状況です。

高齢化が進み、今後ますます公共交通による移動ニーズが高まる中では、限られた交通手段を地域全体でシェアしていくという考え方が求められます。

北名古屋市地域公共交通会議では、今回のダイヤ・路線見直しの先を見据え、デマンド交通など新たな交通手段も含め、鉄道・バス・タクシー事業者や関係機関と連携し、市民のみなさんとの対話を通して、持続可能な公共交通のあり方を検討してまいります。

